

岩手県議会告示第2号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

岩手県議会議長 関根敏伸

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）第29条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 技能職員等の給与については、会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。